

第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、本市固有の歴史的風致を維持及び向上させるために必要な道路、公園、河川、水路などといった公共施設のほか、説明看板等の案内施設や、旧宅などの歴史的な建造物を復元した公的施設、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場などを含み、歴史的風致維持向上施設を整備し、適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図るものである。

第1期計画では、柳町の歴史的建造物である旧久富家住宅・旧森永家住宅の取得保存修理事業を行い、外観は歴史的な趣を残しながら、内部はカフェや伝統工芸品の実演などを行う場として活用を図ったことにより来訪者が増加し、同じく保存修理を行った佐賀市歴史民俗館(5館)と併せて、本市の観光拠点のひとつとなった。また、佐賀城下を東西に通る長崎街道の再整備により、長崎街道の道筋を迷うことなく容易に散策しながら、さまざまな歴史資産を回遊できるようになった。さらに、祭礼行事の継承にかかる支援を行うとともに、三重津海軍所跡の「明治日本の産業革命遺産」構成資産としての世界遺産登録や、明治維新150年を記念して開催された「肥前さが幕末維新博覧会」の効果もあって、本市の歴史資源や文化に対する市民意識の向上が図られた。

第2期計画においては、歴史的風致を構成する建造物の保存・活用をはじめ、点在する歴史資産等を市民や来訪者が快適に周遊するための環境整備、地域の祭礼行事・伝統文化等の継承、市民の歴史文化に対する理解増進に資する事業に重点的に取り組み、歴史的風致の維持向上に関する課題の解消を目指す。

事業の実施に際しては、施設及びその周辺の歴史的背景や景観に十分配慮するとともに、地域住民や関係団体等とも十分な協議調整を行うこととする。また、国や県などの補助制度を有効活用していくよう検討し、整備を行った施設については積極的な公開・活用を図り、歴史的風致の維持向上に努めていく。

上記のような基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。なお、歴史的風致の維持向上に欠かせない新たな事業を行う必要が生じた場合には、適宜事業の追加を行っていくものとする。

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

- ① 佐賀城公園整備事業
- ② 重要文化財「佐賀城鯨の門及び続櫓」保存修理事業
- ③ 松原公園整備事業
- ④ 旧馬場家住宅保存修理事業
- ⑤ 山口亮一旧宅保存修理事業

- ⑥ 武家屋敷の門（中の小路）保存修理事業
- ⑦ 史跡「三重津海軍所跡」保存整備事業
- ⑧ 歴史的風致形成建造物保存修理事業
- ⑨ まちづくりファンド活用事業

(2) 歴史資産等の周辺環境の整備に関する事業

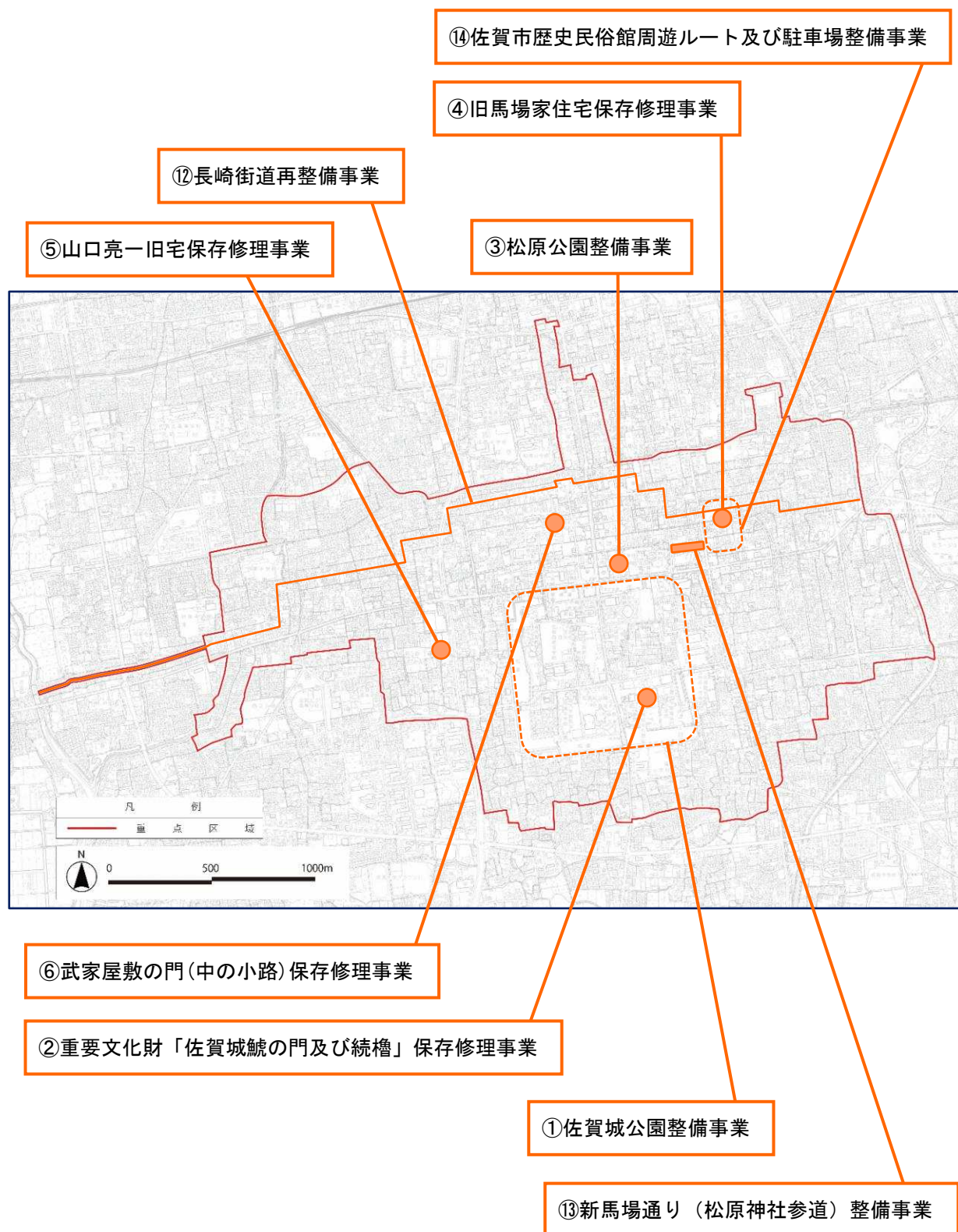
- ⑩ 案内・説明看板及び誘導看板整備事業
- ⑪ 三重津海軍所跡周遊ルート環境整備事業
- ⑫ 長崎街道再整備事業
- ⑬ 新馬場通り（松原神社参道）整備事業
- ⑭ 佐賀市歴史民俗館周遊ルート及び駐車場整備事業
- ⑮ 緑化推進事業

(3) 地域固有の歴史文化の継承と市民の理解促進に関する事業

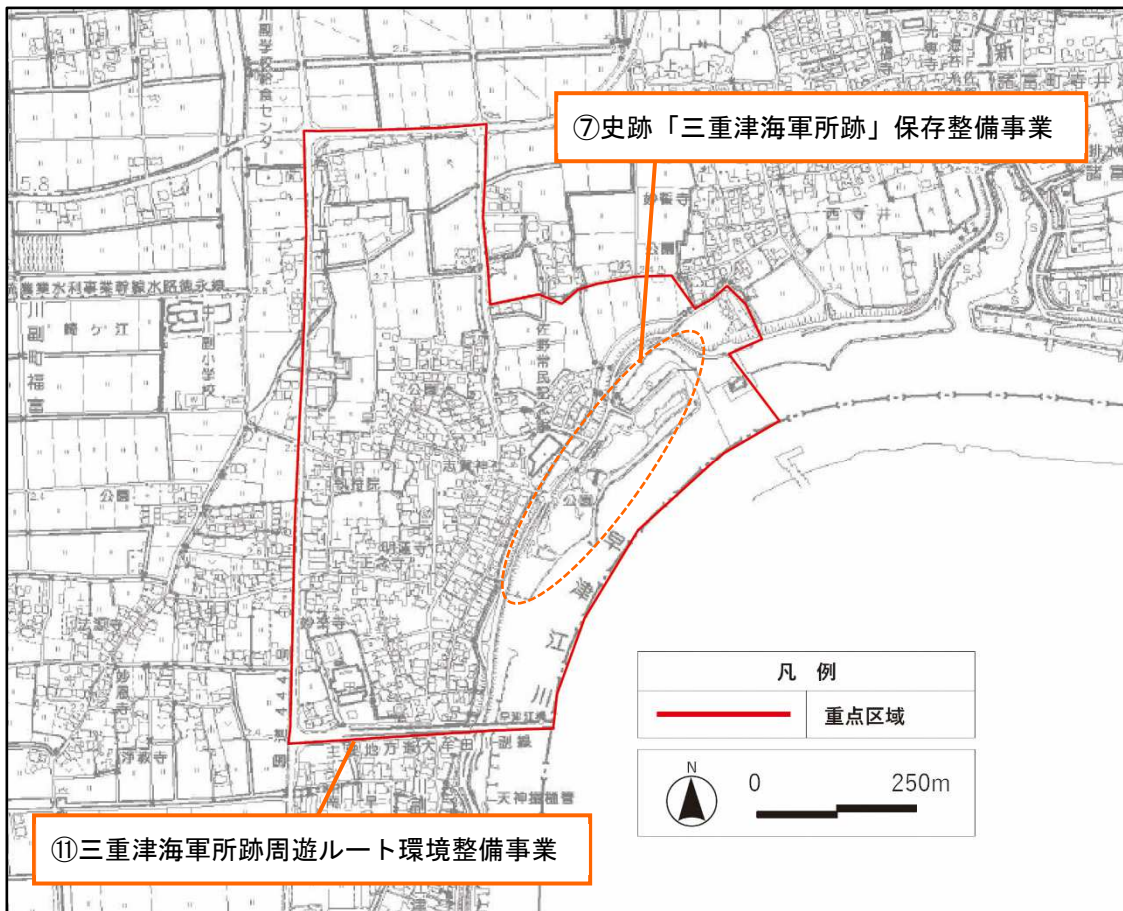
- ⑯ 幕末佐賀藩近代化産業遺産の保全及び活用事業
- ⑰ 案内・説明看板及び誘導看板データ化事業
- ⑱ 徴古館を活かしたまちづくり推進事業
- ⑲ 地域文化保存・継承支援事業
- ⑳ 佐賀市指定文化財維持管理謝礼金
- ㉑ 指定文化財管理台帳等作成事業
- ㉒ 佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金
- ㉓ 佐賀市文化財総合活用推進事業

事業実施位置図

◆重点区域「佐賀城下町地区」に関わる事業



◆重点区域「三重津海軍所跡周辺地区」に関わる事業



◆重点区域全域(佐賀城下町地区及び三重津海軍所跡周辺地区)に関わる事業

- ⑧歴史的風致形成建造物保存修理事業
- ⑩幕末佐賀藩近代化産業遺産の保全及び活用事業

◆市域全域に関わる事業

- ⑨まちづくりファンド活用事業
- ⑩案内・説明看板及び誘導看板整備事業
- ⑫緑化推進事業
- ⑬案内・説明看板及び誘導看板データ化事業
- ⑭徴古館を活かしたまちづくり推進事業
- ⑮地域文化保存・継承支援事業
- ⑯佐賀市指定文化財維持管理謝礼金
- ⑰指定文化財管理台帳等作成事業
- ⑱佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金
- ⑲佐賀市文化財総合活用推進事業


2 歴史的風致の維持及び向上に資する事業
 (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

事業の名称	1. 佐賀城公園整備事業
整備主体	佐賀県
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）
事業期間	昭和 43 年度～令和 13 年度
事業位置	重点区域「佐賀城下町地区」 
事業概要	<p>本市の中心部に位置し、三方を堀に囲まれた佐賀城公園は、堀端の大楠（県天然記念物）が水面に映え、佐賀城の雰囲気を醸し出す公園である。</p> <p>佐賀城公園整備事業は、第一期工事を昭和 36 年（1961）に着手し、昭和 41 年に完了した。続いて第二期工事として昭和 43 年（1968）から公園計画区域を随時拡大しながら整備を続けてきており、計画面積 33.2 ヘクタールで実施中である。</p> <p>現在、「歴史の森」地区として位置付けた佐賀城の本丸及び二の丸周辺の重点的な整備を進めており、「佐賀城下再生百年構想」に基づき、昭和 13、14 年度（1938、1939）に埋められた東堀の一部復元工事を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">「歴史の森」地区 一部復元される東堀と手前は南堀（イメージ図）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>これまでに佐賀城本丸御殿及びその周辺の石垣・土塁・櫓台などの復元を行ってきた「歴史の森」地区において、引き続き、東堀の一部復元を行うことで、歴史文化を活かした景観の向上につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

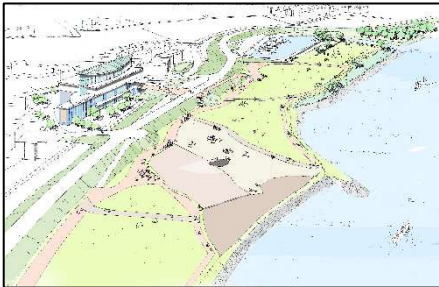
事業の名称	2. 重要文化財「佐賀城鯨の門及び続櫓」保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和 13 年度
事業位置	重点区域「佐賀城下町地区」 
事業概要	<p>佐賀城鯨の門は、天保 6 年(1835)から始まる本丸再建に際し、本丸の門として天保 9 年(1838)に完成したものである。明治 7 年(1874)の佐賀の乱(佐賀戦争)では銃弾にさらされ、現在でも弾痕が観察できる。</p> <p>昭和 36 年(1961)11 月から昭和 38 年(1963) 6 月にかけて大規模な保存修理工事を行ったが、今回、耐震診断、耐震補強及び経年劣化に伴う保存修理を行う。あわせて、土台となる石垣部分の耐震診断等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 佐賀城鯨の門及び続櫓（西面） 佐賀城鯨の門及び続櫓（東面） </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本格木造建造物として復元された本丸御殿(県立佐賀城本丸歴史館)の門として、多くの人を訪れる佐賀城鯨の門及び続櫓の保存修理を行うことで、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	3. 松原公園整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和 13 年度
事業位置	重点区域「佐賀城下町地区」 
事業概要	<p>松原公園は、大正 2 年(1913)に建立された佐賀藩第 10 代藩主鍋島直正公(閑叟公)の像(戦時中に供出)がある静かな公園であった。</p> <p>松原公園の整備は、これまでに全体計画区域を定めた上で、国宝を含む佐賀藩鍋島家伝来の歴史資料を所蔵・展示する徴古館(国の登録有形文化財)周辺を第一期区域として借地公園の手法により整備し、公園の開設を行った。今後も、整備可能な区域から順次公園区域を拡大し、整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">左：計画平面図 右：全体計画区域の航空写真 (青色：公園開設区域 赤色：全体計画区域)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>徴古館周辺の公園整備区域を拡大することで、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	4. 旧馬場家住宅保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業位置	<p>重点区域「佐賀城下町地区」</p> 
事業概要	<p>長崎街道沿いの柳町(景観形成地区)に位置する旧馬場家住宅は、18世紀末から19世紀初頭の建築とされ、佐賀藩の藩医を務めた漢方医の高宗弘堂が居住し、この家で開業したと伝えられる。</p> <p>表構えは土蔵造で、他の町家とさして変わらないが、間取りは武家屋敷に近いものとなっている。表の腕木門も同時期のものであると考えられ、江戸期建築の貴重な歴史的建造物である。</p> <p>平成31年(2019)に所有者から本市へ寄附されたこの旧馬場家住宅の、保存修理及び公開活用のための改修を行う。</p>  <p style="text-align: center;">旧馬場家住宅及び腕木門</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧馬場家住宅が位置する柳町は、長崎街道沿いの歴史的建造物の建ち並ぶ区域として景観形成地区に指定しており、多くの人が訪れる地区である。</p> <p>今回、新たに歴史的価値が高い建造物である旧馬場家住宅を保存修理し公開活用することで、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	5. 山口亮一旧宅保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業位置	<p>重点区域「佐賀城下町地区」</p>  
事業概要	<p>明治期の佐賀を代表する洋画家として知られる山口亮一画伯の居宅で、城下西側の武家地に位置している。周辺には、重要文化財である楼門、三の鳥居及び石橋を有する与賀神社をはじめ、龍造寺氏ゆかりの龍泰寺、泰長院といった寺社などが点在する。</p> <p>主屋は、白石の須古の医師であった山口家が江戸時代(天保期)に移築されたものと伝えられている。屋根は、寄棟造り茅葺き屋根を棧瓦葺きの下屋が巡る形式で、外壁は道路に接する面に腰高の塀板をはめ、上部を漆喰で塗り込まれている。明治期及び戦後に大幅な改築が行われているが、武家屋敷が少ない佐賀城下のなかで、往時の雰囲気を残す建造物として価値が高い。</p> <p>平成4年(1992)に本市に寄附されたのち、平成18年(2006)から、展示会、講演会、趣味の講座等の会場として活用してきたが、老朽化が著しいことから、保存・活用のための修理を行う。</p>  <p style="text-align: center;">山口亮一旧宅</p>  <p style="text-align: center;">活用の状況（講座開催）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>山口亮一旧宅の保存修理を行い、引き続き公開活用することで、歴史文化を活かした景観の向上、さらには周辺の寺社なども含めより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	6. 武家屋敷の門（中の小路）保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業位置	<p>重点区域「佐賀城下町地区」</p> 
事業概要	<p>武家地のなかでも上級武士の屋敷地が立ち並んでいた中の小路に、唯一現存する武家屋敷の門である。</p> <p>南を正面として建ち、三間一戸の棟門、脇に潜戸を設け、屋根は切妻造の本瓦葺であり、大柄で上級武家屋敷に相応しい格式を備えている。</p> <p>構造形式は極めて質素であるが、佐賀城下の上級武士の武家屋敷遺構が少ない中、往時の雰囲気を残す門として価値が高い。</p> <p>昭和46年(1971)に市の重要文化財に指定されて以降、小規模な修理を積み重ねながら維持してきたが、屋根瓦のずれが大きくなり、全体的に老朽化が著しくなったことから、大規模な保存修理を行う。</p>  <p style="text-align: center;">武家屋敷の門（中の小路）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>敷地が広い武家屋敷は開発が進みやすく、武家屋敷のほとんどが取り壊されている。このようななか、現存する屋敷門は、武家屋敷の風格を示す貴重な歴史的建造物である。</p> <p>今回の保存修理により、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	7. 史跡「三重津海軍所跡」保存整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業位置	<p>重点区域「三重津海軍所跡周辺地区」</p> 
事業概要	<p>史跡三重津海軍所跡は、佐賀藩の洋式船による海軍教育や、艦船の拠点として修船・造船の機能を有した施設であり、遺構・遺物が良好に遺存し、幕末期における西洋の船舶技術の導入や軍事の展開を知る上で重要な価値を有している。史跡範囲の大部分は、地下遺構の保全を図った上で、佐賀藩海軍ともゆかりが深かった佐野常民を記念した「佐野記念公園」として整備されている。</p> <p>三重津海軍所跡は、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつとして平成27年(2015)7月に世界遺産一覧表へ記載され、仮整備として遺構の一部の平面表示を行っているが、現況では来訪者に対してその正しい価値を正確には伝えきれていない。</p> <p>そこで、遺構を恒久的に保護しつつ、来訪者に史跡三重津海軍所跡への理解をより一層深めてもらうため、遺構の平面表示などの史跡整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">史跡整備イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡の隣接地に令和3年(2021)9月にオープンした新ガイダンス施設での屋内展示と、史跡現地での屋外展示とを循環する「一体展示」により、来訪者の理解促進を図ることで、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	8. 歴史的風致形成建造物保存修理事業
整備主体	所有者、団体
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 24 年度～令和 13 年度
事業位置	重点区域（佐賀城下町地区、三重津海軍所跡周辺地区）全域
事業概要	重点区域に点在する伝統家屋や寺社建築などの歴史的建造物について、歴史的風致形成建造物に指定し、所有者が行う修理に対する助成を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	修理費用の負担などによる歴史的建造物の滅失や荒廃といった課題を本事業により解決することで、歴史文化を活かした景観の維持及び向上につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	9. まちづくりファンド活用事業
整備主体	所有者等
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～令和 13 年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>佐賀市ふるさとづくり基金を活用し、歴史的な建造物や景観等を活かした交流促進の場の整備などを行う者に対して助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">長崎街道沿いの大型町屋の改修（左：改修前 右：改修後）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市民主導による歴史的な建造物などを活かした交流の場の創出を支援することにより、歴史文化を活かした景観の形成及び市民、来訪者等の交流を促進することで、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(2) 歴史資産等の周辺環境の整備に関する事業

事業の名称	10. 案内・説明看板及び誘導看板整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	重点区域内／社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 重点区域外／市単独事業
事業期間	平成 25 年度～令和 13 年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>本市に点在する指定文化財や歴史資産の案内・説明看板、誘導看板を統一感のあるデザインにより作成し、設置を行う。</p> <p>重点区域外において合併前の各市町村それぞれのデザインで設置されてきた案内・説明看板や誘導看板についても、同じデザインでの看板設置を進める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>指定文化財の説明看板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>統一デザインによる案内看板</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産等の案内・説明看板、誘導看板は、設置時期や設置者の違いにより統一性がなく、また老朽化しているものもある。</p> <p>これらの看板を、街なみに配慮した統一感のあるデザインとすることで、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	11. 三重津海軍所跡周遊ルート環境整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和4年度～令和13年度
事業位置	重点区域「三重津海軍所跡周辺地区」 
事業概要	<p>三重津海軍所跡は、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつとして平成27年(2015)7月に世界遺産一覧表へ記載された。令和3年(2021)9月には、ガイダンス機能を有していた佐野常民記念館を改修し、展示内容を充実させ、さらには「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」としてオープンした。</p> <p>これを機に、史跡三重津海軍所跡や新しいガイダンス施設である「歴史館」への誘導を円滑かつ安全に行うとともに、周辺に点在する歴史的資産や街なみを快適に散策できるよう、周遊ルートの環境整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>景観に配慮した防護柵 (イメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>誘導カラー舗装 (イメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>誘導看板 (イメージ)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	新ガイダンス施設と史跡現地、及び周辺の歴史的資産や街なみを快適に周遊できる環境を整備することで、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	12. 長崎街道再整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 26 年度～令和 13 年度
事業位置	重点区域「佐賀城下町地区」 
事業概要	<p>城下町を東西に通る長崎街道は、一部を除き道筋も道幅も江戸時代のままの姿で継承されており、散策する市民や来訪者も多いが、曲がり角が多く道筋がわかりにくいというえに、新たな都市計画道路や開発で分断されている部分もある。</p> <p>長崎街道沿線に残る歴史的建造物や赤石護岸、棚路を探訪しながら、気軽に長崎街道を散策できるように、引き続き長崎街道の道筋を明確化する舗装の高質化事業を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>長崎街道 六座町 (整備前)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>長崎街道 六座町 (整備後)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長崎街道の道筋を明確にし、容易に長崎街道を散策しながら、点在する歴史的建造物などを訪ねることができるよう統一した再整備を行うことで、より多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	13. 新馬場通り（松原神社参道）整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 30 年度～令和 13 年度
事業位置	重点区域「佐賀城下町地区」 
事業概要	<p>新馬場通り（松原神社参道）は、かつては東から木の鳥居、銅の鳥居、石の鳥居が、さらに両側の脇参道には灯籠などが建ち並び、また沿道には旅館などが建ち、賑わいを見せていたが、現在は、木と銅の鳥居は撤去され、石の鳥居が唯一残り、灯籠は松原神社に移されている。</p> <p>近年進められている市民団体による参道の復活を目指したまちづくりと連携し、松原神社参道の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>大正頃の参道（東からの写真）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>参道高質化（イメージ）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>新馬場通りは、佐賀藩藩祖鍋島直茂、初代藩主勝茂、龍造寺隆信などを祀る松原神社の参道であるとともに、徴古館（佐賀藩鍋島家伝来の歴史的史料を所蔵・展示する博物館）と旧福田家住宅（佐賀市重要文化財）等の観光拠点を結ぶ周遊ルートでもある。</p> <p>今回、参道として整備を行うことにより、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	14. 佐賀市歴史民俗館周遊ルート及び駐車場整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （うち駐車場整備／街なみ環境整備事業：効果促進事業）
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業位置	重点区域「佐賀城下町地区」 
事業概要	<p>長崎街道沿いに立地する佐賀市歴史民俗館（旧古賀銀行等）と、同じく佐賀市歴史民俗館を構成する旧福田家とを結ぶ連絡通路の舗装高質化及び水路護岸の整備を行うとともに、来訪者のための駐車場の再整備を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">連絡通路</p>  <p style="text-align: center;">来訪者駐車場</p>  <p style="text-align: center;">水路護岸整備（右側）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>佐賀市歴史民俗館をはじめとする歴史的建造物が建ち並ぶ柳町周辺は、本市の歴史を感じることができる景観を継承しており、来訪者の多くがこの地区を訪れる。</p> <p>柳町周辺と旧福田家（市重要文化財）とを結ぶ周遊ルート及び来訪者駐車場を整備することで、歴史文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者の利便性向上、回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	15. 緑化推進事業
整備主体	佐賀市、敷地所有者
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）
事業期間	平成 24 年度～令和 13 年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>平成 20 年(2008)に施行した「佐賀しみどりあふれるまちづくり条例」に基づき、公共施設の緑化推進や自治会などが公共的な場所で行う地域環境緑化活動への支援、民有地の緑化に対する支援などを行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>公共用地の緑化活動</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>民有地の緑化状況</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>目に映る花やみどりの美しさと日差しを遮る木陰は、来訪者に対する重要なおもてなしといえる。</p> <p>このため、今あるみどりを守るとともに、さらなる緑化の推進を図ることで、歴史文化を活かした景観の向上、より多くの市民、来訪者の回遊促進につながり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(3) 地域固有の歴史文化の継承と市民の理解促進に関する事業

<p>事業の名称</p>	<p>16. 幕末佐賀藩近代化産業遺産の保全及び活用事業</p>
<p>整備主体</p>	<p>佐賀市</p>
<p>活用する事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和4年度～令和13年度</p>
<p>事業位置</p>	<p>重点区域（佐賀城下町地区、三重津海軍所跡周辺地区）全域</p>
<p>事業概要</p>	<p>幕末の佐賀藩は、第10代藩主鍋島直正公の主導のもと、最重要任務であった長崎警備の強化のため、西洋技術を積極的に学び、研究し、防衛体制の強化を進めていった。このために整備した「築地反射炉」「精煉方」「多布施反射炉」「三重津海軍所」の各施設は、日本の近代化を考える上で歴史的価値が極めて高い。</p> <p>佐賀藩が他藩に先駆けて近代化に取り組んだことを示すこれらの資産群（いわゆる「幕末佐賀藩近代化産業遺産」）について、適切な保全を行いながらさらなる調査を進め、佐賀藩の果たした功績を広く市民及び来訪者に周知するとともに、次世代に継承していくための取組を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>築地反射炉跡モニュメント</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>『精煉方絵図』（昭和2年(1927)） 公益財団法人鍋島報効会 蔵</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>『多布施公儀石火矢鑄立所図』（昭和初期） 公益財団法人鍋島報効会 蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>三重津海軍所跡発掘調査状況</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>幕末佐賀藩近代化産業遺産の保全、調査、活用を通して、佐賀藩の先進的な取り組みや資産群の重要性を啓発し、歴史文化に対する市民意識の高揚を図ることで、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	17. 案内・説明看板及び誘導看板データ化事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和13年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>本市に点在する指定文化財や歴史資産の案内・説明看板、誘導看板を統一感のあるデザインにより作成し、これまでに98基の設置を行った。</p> <p>これらの位置や記載内容をデータ化し、パソコン等により確認できるシステムを構築したうえで公開する。その際には、看板サイズの関係から板面への掲載を見送った内容や写真等を新たに追加し、内容を充実させる。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産が所在する現地に行くことができない、または、さらに深く内容を知りたいといった市民や来訪者のために、案内看板等の情報のデータ化を行うことで、歴史文化に対する市民や来訪者の理解増進、回遊促進を図り、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	18. 徴古館を活かしたまちづくり推進事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成21年度～令和13年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>公益財団法人鍋島報効会と本市との間で平成31年(2019)3月8日に「まちづくりに関する基本協定」を締結した。</p> <p>この協定に基づき、徴古館が所有する鍋島家伝来の歴史資産を活用し、御城下絵図と現在の地図を重ねた「まち歩きマップ」の更新や、歴史文化に関するイベントの支援などを行う。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>徴古館が有する貴重な歴史資源を活用したさまざまな取り組みを行うことで、歴史文化に対する市民意識の高揚を図り、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	19. 地域文化保存・継承支援事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 21 年度～令和 13 年度
事業位置	市域全域
事業概要	地域資源の維持・保全及び継承のための地域活動、または地域資源を活かした地域活性化の活動を行う団体に対し、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、地域資源を次世代に引き継ぐため財政的支援を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本市の各地域では、地域資源を維持・保全及び継承する地域活動などが行われている。このような地域の活動に対して財政的な支援を行うことにより、地域固有の歴史文化の継承と、歴史文化に対する市民意識の高揚を図り、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	20. 佐賀市指定文化財維持管理謝礼金
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 20 年度～令和 13 年度
事業位置	市域全域
事業概要	佐賀市指定文化財を維持及び管理する個人・団体に対し、謝礼を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	破損、盗難及び火災などから指定文化財を守りながら、日々の維持及び管理をしている佐賀市指定文化財を有する個人・団体に対して謝礼を行うことで、指定文化財の継承を図り、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業の名称	21. 指定文化財管理台帳等作成事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和13年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>本市には、国・県・市の指定文化財が合わせて226件(令和3年(2021)10月31日現在)あるが、それらの文化財に関する詳細な情報や、指定に至る経緯等を記した資料については、個別の紙媒体しか存在しない。</p> <p>そこで、これらの情報を一元化し記録検索が行える管理台帳及び要覧を作成する。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本市の指定文化財に関する情報を一元化することにより、文化財行政の円滑化を図る。さらに、市民や来訪者に対してこれらの情報を公開し、文化財の概要や重要性の理解を高めることで、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	22. 佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成21年度～令和13年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>国・県・市指定無形民俗文化財の保存団体などが実施する無形民俗文化財を継承していく取組に対し、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、財政的支援を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的風致を構成する民俗文化財は、若年層の減少などにより次世代の担い手不足が懸念されている。このため保存団体などが行う担い手育成や普及啓発などの取組を支援することにより、民俗文化財の継承を図り、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	23. 佐賀市文化財総合活用推進事業
整備主体	佐賀市文化財総合活用推進事業実行委員会
活用する事業名	文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）
事業期間	令和元年度～令和5年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>本市の国・県・市指定無形民俗文化財の代表者等で構成される、佐賀市文化財総合活用推進事業実行委員会が実施する無形民俗文化財の映像記録作成等に対し、引き続き財政的支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">作成した映像記録DVD</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的風致を構成する無形民俗文化財については、これまでも保存継承のために財政的な支援等を行ってきたが、少子高齢化や地域への帰属意識の希薄化により、指導者や担い手不足が顕著であり、本来の祭りや行事のあり方、芸能の所作などの継承が困難になるとともに、今後の存続さえも危ぶまれる状況になりつつある。</p> <p>そこで、従来の支援策に加えて、無形民俗文化財の映像記録を作成し、無形民俗文化財の幅広い普及啓発を図るとともに将来への保存継承につなげることで、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>